

産休・育休・復帰支援行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年10月1日～平成30年10月1日までの2年間

2. 内容

目標1 年次有休取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする

<対策>

平成27年11月～

- 年次有給休暇の取得状況の確認
- 有給休暇取得率を毎月従業員へ周知
- 有休休暇日数を従業員へ周知
- 有給休暇推奨日を策定

目標2 産休・育休に関する慶弔規定策定と制度の周知

<対策>

- 平成28年10月～ 慶弔別アクションルールを策定
- 平成28年11月～ 慶弔別アクションルールの周知、制度の実施
産休・育休取得者へのフォロー開始

目標3 時短勤務ルールの明文化と制度の実施

<対策>

- 平成23年10月～ 時短勤務に関するルールを就業規則にて明文化
- 平成28年10月～ 時短勤務希望者確認
- (予定)平成30年 4月～ 時短就業開始

以上